

適用 12

退職後も引続き被保険者でいたいとき

『任意継続被保険者制度』のご案内 『任意継続被保険者資格取得申請書』 『預金口座振替依頼書（任意継続用）』

- 加入資格者 みずほ健康保険組合に2ヶ月以上加入していた被保険者。
年齢は、問いません。（但し、後期高齢者医療制度該当者は除く）
- 加入期間 2年間。
- 保険料 事業主負担分がなくなりますので、全額自己負担となります。
・退職時の標準報酬月額
- 保険料の納付 初回月分は振込。2回目以降は原則口座振替です。
（保険料引落口座及び給付金振込口座は、みずほ銀行以外のご指定は出来ません。）
- 支払方法 支払方法は、「単月払」「半期前納払」「一年度前納払」の中から選択。
「半期前納払」「一年度前納払」の場合、若干割引があります。
割引額は加入月によって異なりますので、健保組合にお問い合わせ下さい。
- 給付内容 在職中と同様です。

【手続き】

- ・ 提出期限 — 資格喪失日より20日以内（健保組合必着）
- ・ 提出書類 ①任意継続被保険者資格取得申請書
②預金口座振替依頼書（任意継続用）
③住民票（被扶養者がいる場合は世帯全員分の記載があるもの）
④被扶養者の収入確認等の書類→「任意継続被保険者制度」のご案内をご参照下さい。

〔注意事項〕

- ・ 特例退職被保険者制度に加入資格のある被保険者の場合は、適用-13も併せてご説明いただき、被保険者本人にご選択いただくようお願い下さい。

必ず、「任意継続被保険者制度」のご案内を加入希望の方にお渡し下さい。